

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	福島県 新地町

新地町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 福島県 新地町 農林水産課
所在名 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地
電話番号 0244-62-2194
FAX 0244-62-4043
メールアドレス norinsuisan@town.shinchi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	新地町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	70千円 7a
	いも類	756千円 53a
	雑穀	49千円 39a
	野菜	125千円 11a
カラス	りんご	399千円 10a
	合計	1,399千円 120a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

本町の農作物被害の中心はイノシシ及びカラスによるものであり、町内全域で被害が確認されている。それらの被害は農家の生産意欲を低下させ耕作放棄地が増加し鳥獣の巣となり、更なる被害拡大へと悪循環が発生している。

4月～6月にかけてイノシシによる馬鈴薯等イモ類の食害、7月～10月にはイノシシ及びカラスによる果樹、かぼちゃ等の野菜の食害や水稻の倒伏被害など農繁期には大きな影響が出ている。また、イノシシによる農地の掘り起こし・土手及び水路破壊なども起きている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積	イノシシ 110a	イノシシ 71a
	カラス 10a	カラス 7a
被害金額	イノシシ 1,000千円	イノシシ 650千円
	カラス 399千円	カラス 280千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・新地町有害鳥獣捕獲隊による銃器、わなによる捕獲活動 ・補助金の交付	・狩猟者の減少や高齢化により捕獲の担い手育成が急務
防護柵の設置等に関する取組	・新地町では農地の鳥獣被害対策施設整備費に対する補助を行っている	・農業の後継者不足により、防護柵設置及び管理に対する人員確保が課題 ・自己防衛意識が低い
生息環境管理その他の取組	・町の広報等で被害防止対策の周知の実施	・実施隊未設置のため、緩衝地帯を設ける等の伐採作業は困難 ・耕作放棄地の増加

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまでの鳥獣被害対策は、有害鳥獣捕獲隊の銃器・箱わなによる捕獲を中心としてきたが、捕獲隊員の減少や高齢化により、イノシシをはじめとする鳥獣の生息数の増加に対応するのが難しい状況である。このため、住民からの通報などを整理し、効率的な捕獲活動により捕獲率を高める。

また、電気柵等の防護柵の設置を推進するとともに、地域住民が自ら農作物を守る意識を持ち、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けた取組を行い、鳥獣被害を受けにくい地域づくりを目指す。

なお、捕獲については、有害捕獲及び狩猟、福島県イノシシ管理計画に

基づく個体数調整捕獲を活用し、実施していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

新地町有害鳥獣捕獲隊は、福島県猟友会相馬支部からの推薦を受け、新地町長が捕獲隊員を委嘱し、組織している。
捕獲については、新地町と新地町有害鳥獣捕獲隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	イノシシ	・ 広報誌等による狩猟に関する情報提供、啓発活動 ・ 捕獲の担い手育成に関する取組み
	カラス	・ 捕獲隊の狩猟技術の向上に関する取組み ・ 捕獲方法に関する研修会の開催 ・ 捕獲活動に係る経費の助成について検討
5	イノシシ	・ 広報誌等による狩猟に関する情報提供、啓発活動 ・ 捕獲の担い手育成に関する取組み ・ 行動域に応じた捕獲方法の検討 ・ 捕獲機材の導入による取組み
	カラス	・ 捕獲隊の狩猟技術の向上に関する取組み ・ 捕獲の担い手育成に関する取組み ・ 行動域に応じた捕獲方法の検討 ・ 捕獲活動に係る経費の助成について検討
6	イノシシ	・ 広報誌等による狩猟に関する情報提供、啓発活動 ・ 捕獲の担い手育成に関する取組み

		・捕獲機材の実証及び実施体制の整備
	カラス	・捕獲隊の狩猟技術の向上に関する取り組み ・捕獲の担い手育成に関する取り組み ・捕獲活動に係る経費の助成について検討

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画の基準による。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲目標 200頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲目標 200頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲目標 200頭
カラス	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>主な捕獲方法は、箱わな及び銃器による。</p> <p>また、農作物の収穫期である9月～10月の期間重点的に行う。</p> <p>なお、捕獲は、人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し捕獲を行う。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
新地町内	なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ	電気柵 1,500m	電気柵 1,500m	電気柵 1,500m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ	・地域ぐるみによる電気柵周辺の草刈り	・地域ぐるみによる電気柵周辺の草刈り	・地域ぐるみによる電気柵周辺の草刈り

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山の整備 ・地域住民からの情報収集 ・収穫後の農作物残渣等の誘引物の適正処理

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への鳥獣害に関する基礎知識等の周知
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集 ・被害状況調査と情報の提供 ・地域ぐるみによる先進地の事例収集
5	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山の整備 ・地域住民からの情報収集 ・収穫後の農作物残渣等の誘因物の適正処理 ・電気柵導入の推進・適正な管理方法の周知 ・地域住民への鳥獣害に関する基礎知識等の周知
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集 ・被害状況調査と情報の提供 ・地域ぐるみによる先進地の事例収集
6	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山の整備 ・地域住民からの情報収集 ・収穫後の農作物残渣等の誘因物の適正処理 ・被害状況調査による被害対策活動の効果確認 ・電気柵導入の推進・管理 ・地域ぐるみによる先進事例の普及推進 ・地域住民への鳥獣害に関する基礎知識等の周知
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集 ・被害状況調査と情報の提供 ・被害状況調査による被害対策活動の効果確認 ・地域ぐるみによる先進事例の普及推進

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新地町	相馬警察署へ連絡、被害状況の確認、注意喚起
相馬警察署	人命救助、パトロール、注意喚起
新地町有害鳥獣捕獲隊	新地町鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲
新地町民	被害発生時の通報・警戒
福島県相双地方振興局	情報収集、情報提供

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ

き役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

新地町民	→	新地町	→	相馬警察署
			→	新地町有害鳥獣捕獲隊長
			→	新地町民
			→	福島県相双地方振興局

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町全域に国から原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限の指示が出されており、当面の間、食品等の利活用は困難
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新地町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
行政区区長会	被害地域の住民代表として、情報提供を行う
新地町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施に関する業務
猟友会相馬支部新地分会	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲方法の確立
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と保護に関する業務
相馬地方森林組合	山林での有害鳥獣の情報の提供
ふくしま未来農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
新地町認定農業者協議会	農業者の代表として情報提供を行う
新地町農業委員会	農地等に関する情報提供、助言、指導
新地町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
相双農林事務所農業振興普及部	有害鳥獣に関する専門的知識、被害防除に関する指導及び助言
相双地方振興局県民環境部	有害鳥獣に関する専門的知識、保護・捕獲許可に関する助言及び指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣捕獲隊と協議し、実施隊の設置を検討

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状

況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。